

サービス等利用計画の進捗状況等について

障害者施策課認定・給付係

1. サービス等利用計画の作成状況

24年9月末現在の計画相談支援給付決定者数 53名

2. 平成25年度以降の拡大方針について

拡大の具体的な進め方に関して現在内部検討中

主な課題

- ・ 今後2年間の計画拡大対象者の具体的拡大方針
- ・ 相談支援専門員一人あたりの対応可能件数
- ・ モニタリング期間の平準化
- ・ 計画～モニタリングの中立性の担保
- ・ 利用者、サービス事業者へのさらにわかりやすい情報提供
- ・ 区外・都外施設の利用者の計画作成
- ・ セルフプランによる計画作成
- ・ 計画及びモニタリングの評価方法 等

区としての方針について、今年中を目途に特定相談支援事業所に提示予定

3. (仮称) 杉並区障害福祉サービス等支給ガイドラインの策定に向けて

杉並区の基本的なサービス支給に関する考え方の確認

別紙参照

相談～申請～支給決定～サービス利用の一連の流れの提示

サービス等利用計画の導入に伴う修正に対応

サービスの利用を希望される方に、杉並区における支給決定の標準的な「めやす」をできる限りわかりやすくお示しする必要性

具体的なモデル事例集(障害種別ごと)を提示、またQ & A形式等のわかりやすい内容

その他、移動支援事業等の関連事業に関する内容も盛り込む予定

平成24年度中に完成(予定)。検討段階で、自立支援協議会相談支援部会や杉並区障害者介護給付費等の支給に関する審査会(区分審査会)においてご意見をいただく予定

障害福祉サービス等の支給決定にあたっての区の基本的な考え方

- ・ 杉並区における障害福祉サービス等の支給決定に関する基本的な考え方は以下のとおりです。

障害のあるご本人のサービス利用意向を中心に据えます。

その上で、その方の障害の状況（障害程度区分）や生活の状況（介護者の状況含む）、他の福祉サービス等関連サービスの利用状況などを個別に聴き取り、支援の必要性を総合的に判断して支給の決定を行います。

- ・ 上記のような基本的な考え方に立ちつつ、支給にあたっては、現在の生活全体を見据えたサービスの決定を行うことで、その方の生活の質がより向上するよう支援していくことが必要です。
- ・ さらに、現在の生活だけではなく将来の生活のイメージを展望した計画的かつ効率的なサービス活用が可能となるよう、関係機関から適切な支援を提供していただくことが重要です。
- ・ また区が示す標準的な支給量は、個々に異なる必要性を客観的に見る指標として、また限りある財源をサービスが必要な障害者にできる限り公平に提供するための指標として設定しているものです。
- ・ この標準的な支給量はあくまでも支給の「めやす」であって、個々のサービスの必要性はそれぞれ異なることが前提ですので、その支給量がサービスの利用を希望する障害者に対して一律、画一的に決定されるものではないことに特に留意する必要があります。
- ・ 区としては、本人の意向と現在の状況に基づいたニーズをできる限り支給決定に反映させつつ、公費により支給する障害福祉サービス等の必要性について、個別かつ適切に判断していきたいと考えています。